

# 農業委員会総会議事録

(令和7年11月10日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和7年11月10日（月）午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室

農業委員24名

1番 西富 大二郎	2番 深水 進	3番 西村 清敏
4番 牧坂 邦夫	5番 福原 幸一	6番 葭村 誠一
7番 網田 稔	8番 徳永 芳也	9番 東 哲治
10番 田中 敏郎	11番 田中 友博	12番 森山 哲也
13番 林田 智博	14番 谷口 憲治	15番 坂本 修
16番 内田 勤矢	17番 宮本 淳一	18番 松田 則康
19番 上村 悦美	20番 福嶋 徳行	21番 上島 恵二
22番 木下 三智也	23番 牧野 正治	24番 上田 隆幸

欠席委員（上記24名中1名が欠席）

20番 福嶋 徳行

午後 3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日、議席番号20番の福嶋委員については、事前に欠席の届出があっております。したがって、本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中23名の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

11月になりまして、朝晩は寒く感じる日が多くなってまいりました。今年は、インフルエンザが例年より早いペースで広がっています。委員の皆様には、くれぐれも体調管理に十分気をつけていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積促進計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長となり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には、18番の松田則康委員と19番の上村悦美委員を、書記に事務局の前田啓史主査を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第7号議案、土地改良法第3条による資格証明願までの7件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請28件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

15番 坂本修委員

15番委員、坂本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、農業者年金受給継続のため、使用貸借権を再設定する申請です。申請者である後継者は、水稻、野菜を栽培する認定農家で、申請地には引き続き水稻と野菜を作付けする計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長

ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようでございますので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。  
次は、2番。

#### 12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

2番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番から4番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま2番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見ないようでございますので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。  
次は、5番。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

5番と6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

6番は、子の妻への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま5番、6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。何かございませんでしょうか。

一　同　　なし。

議長 　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　同　　挙手全員。

議長 　　ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。  
次は、7番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

7番から13番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地にも水稻を作付される計画です。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

9番は、伯父から甥への特定遺贈による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地にも水稻を作付される計画です。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはセロリ、ホウレンソウを作付される計画です。

11番は、甥へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはピーマン、トマト、キャベツを作付される計画です。

12番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は飼料米を栽培されている兼業農家で、申請地にも飼料米を作付される計画です。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は飼料米を栽培されている兼業農家で、申請地にも飼料米を作付される計画です。

以上7件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長           ただいま7番から13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           なし。

議 長           ご意見ないようでございますので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同           挙手全員。

議 長           ありがとうございます。  
                  全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。  
                  次は、14番。

17番 宮本淳一委員

                  17番委員、宮本です。

                  14番から16番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、麦、大豆を作付されており、許可後は大豆を作付される計画です。

15番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、栗、柿を栽培されており、許可後は栗を栽培される計画です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま14番から16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　なし。

議長 　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　同 　　挙手全員。

議長 　　ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。  
次は、17番。

## 21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

17番から21番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

17番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稲、麦を栽培される専業農家で、許可後は麦を作付けされる計画です。

18番は、耕作の便宜上、所有権を移転する申請です。譲受人は水稲、メロンを栽培される専業農家で、許可後は水稲を作付けされる計画です。

19番と20番は関連で、経営拡張のため賃貸借権を設定する申請です。借受人はスイカを作付けされる専業農家で、許可後はスイカを作付けされる計画です。

21番は、新規就農のため、賃貸借権を設定する申請です。借受人

は親戚の農業を手伝ったことで農業に興味を持ち、約1年間経験を重ね、今回の申請に至っております。農業機械については、知人から借り受ける予定で、許可後、水稻を作付けされる計画です。

借受人には地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行ったところ、今回の申請について何ら問題ないとの判断をいたしております。

以上5件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま17番から21番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　なし。

議長 　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　同　　挙手全員。

議長 　　ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。  
次は、22番。

#### 19番 上村悦美委員

19番委員、上村です。

22番から28番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

22番は、子へ贈与するため所有権を移転される申請です。譲受人は水稻、露地野菜などを栽培される兼業農家で、申請地には露地野菜を作付けされる計画です。

23番は、新規就農のため所有権を移転される申請です。譲受人はこれまで農業の経験はありませんが、許可後は申請地近くに居住される知り合いの農家から指導を受けながら、水稻を作付けされる計画です。また、必要な農業用機械についても、当該農家から借入れ可能ということです。

譲受人には、先日の地区委員会で営農計画等について聞き取り調査

を行い、今回の申請について何ら問題ないことを確認いたしました。

24番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借受人はスイカ、ナスを栽培される專業農家で、申請地にはナスを作付けされる計画です。

なお、借受人は現在、西区池田1丁目にお住まいですが、先月、農地法第5条の許可を受けられ、申請地近くに農家住宅を建築される計画で、来年末頃には転居予定です。

25番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はイチゴを栽培される專業農家で、申請地はイチゴの苗床として利用される計画です。

26番は、新規就農のための使用賃借権設定の申請です。借受人は現在、県立農業大学で研修中で、来年4月から就農予定です。今回の申請地は祖父所有の農地で、これまで祖父母が管理されてきた農地を守っていききたいというのも、就農の理由のひとつということです。農業用倉庫、機械等も既に確保されており、申請地ではスイカ、ナスを作付けされる計画です。

借受人には、先日の地区委員会で営農計画等について聞き取り調査を行い、今回の申請について何ら問題ないことを確認いたしました。

27番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は会社員でこれまで農業の経験はありませんが、申請地にはタマネギ、ニラなどを自家消費費用として作付けされる計画です。

28番も、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は、会社員でこれまで農業経験はありませんが、今回、同時に隣接地を取得し、住宅を建築される予定であり、申請地ではトマト、大根などを自家消費費用として栽培される計画です。

以上7件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま22番から28番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議長 ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請1件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

19番 上村悦美委員

19番委員、上村です。

1番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、農地所有適格法人が、所有する農地の一部を農業用資材置場及び駐車場へ転用する申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地で原則不許可ですが、今回の転用は農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、事業所周辺で代替地を検討されましたが、他に適当な土地がなく申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地1, 251㎡のうち850㎡にビニールハウスを設置し、コンテナ、中古の暖房機などの農業用資材置場として利用するほか、20台分の従業員駐車場として利用する計画で、転用面積は適切なものと判断いたします。排水計画等に問題はなく、転用により周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれもないものと思われま。工事期間は令和7年12月1日から令和7年12月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議長 ご意見がないようでございますので、申請どおり許可することに賛

成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議長 ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請19件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

15番 坂本修委員

15番委員、坂本です。

1番から3番までにつきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、土木業を営む法人が所有権を取得し、資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。昨今の工事受注において益城町周辺や空港周辺が工事現場となることが多く、資材置場が不足しており、近隣で数か所の土地を検討したとのことですが、今後も事業拡大を図る計画で十分な広さのある申請地を適地として選定したとのことです。

土地利用計画は、他地目の40㎡を通路として賃貸借し、総事業面積508㎡に重機類の油圧シャベル1台、ホイールローダー2台、舗装機械類置場のほか、ブロック資材等の資材置場、車両転回スペースとして整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。工事期間は令和7年12月1日から令和8年10月31日までの見込みで、開発許可は不要です。また、盛土等も行わない計画で、盛土規制法の許可対象外であることを事業者を確認いたしました。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

2番は、不動産業を営む法人が所有権を取得し、建て売り住宅に転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。申請地以外で代替地の検討を行ったとのことですが、申請地以外に適当な土地がなく、近年の住宅購入の需要があり、既に宅地化された集落内にあり、交通アクセスも良好であることから申請地を選定さ

れました。

土地利用計画は、建売住宅2棟及び後退道路を整理する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。工事期間は令和7年12月1日から令和8年11月30日までの予定で、開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で開発行為事前審査申出済みで、開発指導課からの回答の写しが提出されております。また、許可後は速やかに工事に着手されることを確認いたしております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

3番は、不動産業を営む法人が所有権を取得し、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の広がりのある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して接するものに該当するものとして、不許可の例外規定に該当すると判断しました。申請地以外の土地も検討したとのことですが、所有者の同意が得られず、主要幹線道路へのアクセスが良好で企業の進出や雇用拡大が進む地域に隣接し、住環境に優れた地域でもあったことから、申請地を選定したとのことです。

土地利用計画は、建築条件付売買予定地として4区画と新設道路を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。工事期間は、令和7年12月1日から令和9年6月30日までの予定で、開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査申出済みで、開発指導課からの回答書の写しが提出されております。また、許可後は速やかに工事に着手されることを確認いたしております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま1番から3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           なし。

議 長           ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。  
次は、4番。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

4番と5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、農業を営む法人が所有権移転による農業用倉庫及び通路への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積545㎡に農業用倉庫及び隣接する敷地への通路を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等指定区域ですが、盛土、切土は行わないことを確認しております。工事期間は令和8年3月31日までを予定されております。許可後は速やかに着手されることを確認しております。

5番は、所有権移転による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積244㎡に木造平家建て1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接する農地への被害防除については問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等指定区域ですが、盛土、切土は行わないことを確認しております。工事期間は令和8年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお

願いいたします。

議長 ただいま4番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一 同 挙手全員。

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。  
次は、6番。

#### 11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、薬局を経営する法人が、賃借権を設定して保険調剤薬局へ転用する許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積164㎡に木造平家建て1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第12項に該当する施設で、開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年2月28日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

7番は、使用貸借権を設定して個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当

すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積432㎡、他地目を含む総事業面積494.27㎡に木造平家建て1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第12号に該当し、開発行為事前審査の回答書が付されております。工事期間は令和8年2月1日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

8番は、不動産売買業を営む法人が所有権を移転して、建売住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積56㎡、他地目を含む総事業面積561㎡に木造2階建て2棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年6月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

なお、申請地については、譲渡人が宅地であると誤認していたため、昨年、雑草、雑木対策としてすでに整地してしまった状態となっており、今回の申請に当たり農地であったことが発覚し、農地法に違反していたことについて、深く反省する旨の始末書が提出されております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま6番から8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　なし。

議長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一同 挙手全員。

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。  
次は、9番。

#### 24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

9番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番と10番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地とその附帯施設への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積3,985.51㎡、総転用面積1,976㎡を建築条件付売買予定地15区画、開発道路、公園、ごみ置場として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの事前審査申出書の回答書の写しが添付されております。

なお、申請地の一部に倉庫が建築されておりますが、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

工事期間は令和10年5月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

11番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地とその附帯施設への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積997㎡を建築条件付売買予定地4区画と開発道路として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの事前審査申出書の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和10年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会での現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま9番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　なし。

議長 　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　同　　挙手全員。

議長 　　西村委員さん、どうでしょう。  
ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。  
次は、12番。

21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

12番から16番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、発電事業などを営む法人が系統用蓄電池施設として利用するため、所有権を移転し転用する申請です。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に条件に合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地906㎡に蓄電ユニットや変電設備などを

設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、日照、通風など周辺農地への影響もないものと思われます。

なお、申請地は蓄電池施設への転用のため開発許可は不要で、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土、切土を行わないことを申請者に確認しております。工事期間は令和7年12月1日から令和8年11月30日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

13番と14番は関連で、所有権を移転し、社会福祉施設へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地の検討もなされましたが、他に条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2,660㎡に他地目を含む総事業用面積2,852.85㎡に平家建てグループホームを1棟、約20台分の駐車場及び緑地等を整備される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、業務内容から周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査は回答済みです。工事期間は令和8年1月7日から令和8年9月30日までを予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

15番は、建設業を営む法人が所有権を移転し、駐車場に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地などを検討されましたが、他に適当な土地がなく、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地430㎡を作業トラック駐車場5台分として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われます。

なお、申請地は駐車場への転用のための開発許可は不要で、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土、切土を行わないことを申請者へ確認しております。

工事期間は令和8年10月30日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

16番は、建設業を営む個人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団

の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地などを検討されましたが、他に適当な土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地459㎡を資材置場及び駐車場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業内容から周辺農地への影響もないものと思われまます。

なお、申請地は資材置場への転用のため開発許可は不要で、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土、切土を行わないことを申請者に確認しております。工事期間は令和7年11月30日から令和8年5月29日完了予定で、許可後はすみやかに着手されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願ひいたします。

議 長 　　ただいま12番から16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　なし。

議 長 　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 　　挙手全員。

議 長 　　ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、許可することに決定します。  
次は、17番。

#### 19番 上村悦美委員

19番委員、上村です。

17番から19番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

17番は、不動産の管理売買等を行う法人が所有権を移転し、建築条件付売買予定地へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の

対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、他に条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2, 258㎡に建築条件付売買予定地10区画を造成する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題なく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査の回答済みです。工事期間は令和7年12月1日から令和11年4月30日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

18番は、建築機械の賃貸業等を営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、他に適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

なお、申請地は昭和58年頃、隣接する土地に工場を建設した際に、許可を得ずに資材置場に転用されており、今回の申請にあたっては、今後このようなことがないように注意する旨の始末書が添付されております。

資金計画、排水計画等に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。

19番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地を検討されましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地499㎡に木造平家建て住宅1棟を建築する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題なく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査の回答済みです。工事期間は許可日から令和8年12月30日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひい

たします。

議長 ただいま17番から19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一 同 挙手全員。

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、許可することに決定します。  
続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。  
この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第4号及び第5号議案は関連ですので、併せて説明します。  
まず、第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。

一覧は、議案書13ページの表をご確認ください。

まず、所有権移転です。

明細は、議案書14ページの1番から16ページの12番までとなっており、熊本県農業公社からの売渡しが8件、同じく熊本県農業公社の買入れが4件で、面積は12件合わせて田3万3,865㎡、畑6,240㎡の合計4万105㎡となっています。

次に、農地中間管理機構との貸借です。明細は、議案書16ページの13番から27ページの66番までの54件となっております。契約期間別では、6年未満が37件、10年以上が17件、面積は54件合わせて、田14万4,460㎡、畑6万1,210㎡、農業用施設用地1,661.35㎡の合計20万7,331.35㎡で、権利の種類は賃借権、使用貸借権、利用内容は、水稻、畑作物、果樹、施設野菜を予定されております。

続いて、第5号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は、議案書28ページ1番の1件のみとなっています。

なお、議案第4号及び議案第5号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。  
以上、説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第4号議案及び第5号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとされております。つきましては、内容をご確認いただき、意見などございましたらお願いいたします。  
この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　なし。

議長 　　それでは、この議案について承認される方は挙手をお願いします。

一　同 　　挙手多数。

議長 　　ありがとうございます。  
承認者多数と認めますので、原案どおり承認することに決定します。

議長 　　続きまして、第6号議案、納税猶予に関する適格者証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いします。

## 21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

1番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

1番は、納税猶予に関する適格者証明願です。対象農地につきましては、地元の農業委員及び推進委員による現地調査の結果、適切に耕作が行われていることが地区委員会で報告されております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして、地元委員の報告に基づき検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないものという結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　なし。

議 長 　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一 同 　　挙手全員。

議 長 　　ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。  
続きまして、第7号議案、土地改良法第3条による資格証明願1件でございます。地元委員より地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。  
それでは、1番、お願いします。

#### 10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、県営東門寺地区土地改良事業の計画変更に伴い、事業参加資格者の同意を得る必要があるため、同意の対象者が土地改良法第3条に規定する資格を有する者であることの証明を求める願い出です。

先日の地区委員会において資格者名簿を確認し検討したところ、全員が事業区域内にある土地の耕作者等であり、資格を有する者であることが確認できましたので、証明書の交付については何ら問題ないと協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんでしょうか。

一 同 　　なし。

議 長 　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

一 同 　　挙手全員。

- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、証明することに決定します。  
続きまして、次第5の報告事項です。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案書のカラーページ、報告事項一覧をご覧ください。  
1番から9番までの合計98件となっております。件数のみ報告いたします。  
以上です。
- 議長 ほかに何か事務局よりございますでしょうか。  
ほかにないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。  
なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。
- 一同 挙手全員。
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成でございますので、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。
- 事務局 ありがとうございました。  
それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後 3時57分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年11月10日

議 長 福 原 幸 一

署名委員 松 田 則 康

署名委員 上 村 悦 美

書 記 前 田 啓 史